

平成20年6月10日

外国ユーザーリストの改定について

経済産業省では、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制(注)の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を発出してきたところですが、今般、最新の情報を基にこれを改定することとしました。

(注) 国際合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務付ける制度。

外国ユーザーリストについて、最新の情報を基に検討した結果、38企業・組織を新規に追加するとともに、既存の22企業・組織を削除し、合計223企業・組織とする(北朝鮮企業・組織73、イラン企業・組織68等、合計9カ国・地域の企業・組織223)。

(参考) 外国ユーザーリストについて

キャッチオール規制の実効性を向上させるため、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国企業・組織の情報を提供するもの。輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要となる。平成14年4月のキャッチオール規制導入時より公表し、今般の改定が7度目に当たる。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 佐藤

担当者：小林課長補佐、高木係長

電話：03-3501-1511 (内線：3271)

03-3501-2800 (直通)